

大館市農業委員会総会議事録

令和3年1月15日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年1月15日（金）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	次 長	佐藤 正樹			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	13番	畠山 繁司		14番	浅利 瑞穂
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 2 号	地目変更登記に係る登記官からの照会について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 4 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 5 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 13 番 畠山 繁司 委員、議席番号 14 番 浅利 瑞穂 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(12月総会～1月総会)について
 - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について
 - ・報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第1号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和3年1月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、31 ページのNo.1 から 32 ページのNo.4 までの4件で、地目は田が5,657㎡、畑が135㎡、面積合計は5,792㎡となっております。

譲受の事由は、No.1、No.3、No.4 が「経営拡張」で、No.2 が「受贈」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1ページから4ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第1号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第1号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第2号『農地法第5条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

33 ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和3年1月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、34 ページのNo.1、No.2 の2件で、地目は田が710 m²、畑が1,792 m²、面積合計は2,502 m²となっております。

まず、No.1 の転用の目的は、一般送配電事業者である申請人が、経年劣化が進行している送電用の鉄塔の建て替えのために、申請地を借りて資材を運搬するためのヘリポートを整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は中山集落の北東、約500m地点に位置し、良好な営農条件を備えている農地であることから第1種農地と判断されます。

そのため、原則として許可することができない農地ですが、今回の案件に関しましては不許可の例外として、仮設工作物の設置の一時的な利用に供するために行うものに該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は 35、36 ページに記載のとおりであります。

次に、No.2 の転用の目的は、アパート住まいの申請人が、実家に近い祖父が所有する申請地を借りて一般住宅を建築しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市役所真中出張所の南東、約600mに位置し、出川集落内の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2 の位置図及び配置図は 37、38 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1 とNo.2 の現地調査の結果を議席番号9番の 藤盛 久登 委員よりご報告願います。

9 番

9番の 藤盛 久登です。

議案第2号のNo.1 及びNo.2 につきまして、去る1月7日に 菅原 一成 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.1 についてでありますが、申請地は 35 ページの位置図になります。

この場所は、国道 103 号から市道中山線、市道中山沢線を進み、中山林道に入り農免道路を横切り、約 400m 進んだ右側農地で、数年前から耕作はされていない田と畑であります。

36 ページの配置図にありますように、資材運搬用のヘリポート敷地として一時転用し、利用する計画であります。

転用期間は令和 3 年 10 月 31 日までで、転用面積は 2,002 m²、ヘリポート、通路、倉庫、トイレ等を設置する計画です。

転用にあたっては、防砂シート上に砂利を敷設するとともに、鉄板を敷き、当該地の範囲にはネットを設置するとしています。

隣接する農地は、数年間未耕作地の状況でありましたが、5m 以上の緩衝地帯を設けることから隣接地への影響はなく、また、雨水排水は自然流下とじていますので、本案件については、特に問題はないものと見てまいりました。

次にNo.2 についてでありますが、申請地は 37 ページの位置図となります。

この場所は、主要地方道比内田代線から赤石集落の信号を市道麓西線に入り、市民の森方向へ約 600m 進み、出川集落へ左折し、市道出川下川原線を約 400m 直進した左側の農地で、耕作はしていませんが管理されてきました。

38 ページの配置図にありますように、市内アパートに居住する申請者が、実家の近くで、祖父の所有する農地を使用貸借し、一般住宅を建築しようとするものです。

当該地は、農振農用地区域でありましたが、申請により令和 2 年 12 月 11 日付けで除外されています。

転用にあたりましては、表土を 30 cm 除去し、砕石盛土を 30 cm 行い、南側は市道側溝と同レベルとします。

また、農地と隣接する北側、西側には境界ブロックを設置し、宅地と隣接する東側は当該地より高く、隣接地への土砂等の流出はしない計画です。

雨水排水は自然流下としておりますが、大雨時は市道側溝への流出を想定しています。

また、生活雑排水は農業集落排水の下水道を利用するというので、本案件についても特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、藤盛 久登 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 2 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

19 番

19 番、渡邊です。

No.1 について、送電用の鉄塔の場所は何処ですか。

事務局

餌釣、山館間の山間部になります。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第 2 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

39 ページをお開き願います。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請が

あったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め
る。

令和3年1月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、40ページのNo.1、No.2の2件で、地目は畑で、面積合計は1,501
㎡になります。

まず、No.1の転用の内容ですが、自動車整備や車両販売業を営む申請人が、
現在の敷地が手狭となっていることから、申請地を譲り受けて従業員及び来
客用の駐車場を整備しようとするものです。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いた
します。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであ
りますが、申請地は県立大館桂桜高校の西、約100m地点に位置し、農業公
共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断さ
れます。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について
ではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの
で、問題は無いものと考えます。

No.1の位置図及び配置図は41、42ページに記載のとおりであります。

次に、No.2の転用の内容ですが、譲受人は、現在、親と同居しているところ
ですが、子どもが生まれて手狭になってきたことから、申請地を譲り受け
て一般住宅を建築しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いた
します。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであ
りますが、申請地は市立扇田病院の西、約500m地点に位置する市街地の区
域内にある農地であり、都市計画法の規定する用途地域内の農地であること

から、第3種農地と判断されます。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

なお、今回の申請では敷地面積が715㎡となっておりますので、秋田県が定める「農地転用許可事務の取り扱い」の一般住宅の敷地面積は500㎡を超えておりますが、土地の形状等により理由があるときはこの限りでないという定めに該当するものと思われま。

43 ページをお開き願います。

申請地は一級河川米代川に接しており、本道端取水場の擁壁が一部接しておりますが、その他は急な崖となっております。

44 ページをお開き願います。

今回のケースは「秋田県建築基準条例」第4条の規定で、崖の高低差2倍以内の位置までが建築の規制範囲となっております。

つまり、崖の高低差6.8mの2倍の13.6mまで、面積的には224㎡が建築の規制範囲となることから、宅地として使用できる面積は500㎡を切ることになるため、土地の形状等により理由があるときはこの限りでないという定めに該当するものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1 とNo.2 の現地調査の結果を議席番号10番の菅原 一成 委員よりご報告願います。

10 番

10 番の 菅原 一成です。

議案第3号について、去る1月7日に 藤盛 久登 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.1 についてご説明いたします。

申請地は41 ページの位置図になります。

この場所は、市街地から国道7号を田代方向へ向かい、県立大館桂桜高校を200mほど過ぎ、安部自動車整備工業に隣接する赤道を挟んだ右側にある農地で、地目は畑、保全管理されていました。

申請人は、現在、自動車整備業を営んでいますが、敷地が手狭なことから、42ページの配置図にありますように、従業員や来客用駐車場として利用しようとするものです。

用地造成につきましては、盛土は特に行わず、黒土を砕石へ入れ替え、隣接する北側農地との境は、雑木が並んでいるが、これを緩衝地帯とし、また東側、南側宅地、西側赤道は当該地より高く、四方への土砂流出は発生しない計画であります。

汚水・生活雑排水は発生せず、また、雨水等は砕石敷きによる地下浸透、自然流下とすることから特に問題はないものと見てまいりました。

つづきまして、No.2についてであります。申請地は43ページの位置図となります。

この場所は、国道103号を十二所方向に進み、ラーメン店桜木屋の信号T字路を右折し、国道285号に入り、扇田大橋を渡った最初の信号十字路を右折、市道東雲線を50mほど進んだ右側農地で、地目は畑、保全管理されておりました。

申請人は、44ページの配置図にありますように、一般住宅を建築しようとするものです。

用地造成につきましては、70cmほど盛土を行いますが、隣接する西側農地は当該地より高く、また東側は既設のコンクリートブロックがあります。

北側は一体利用する除雪スペース、南側は市道側溝に面し、四方とも土砂等の流出に関しては、問題はありません。

雨水排水については、南側市道側溝へ流出させる計画であり、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続させることから特に問題は無いものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、菅原 一成 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 3 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 3 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

45 ページをお開き願います。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 1 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

46 ページから 53 ページまでには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 9 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 354 から新 - 472 までの 119 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 1 件、2 年が 3

件、3年が24件、4年が2件、5年が33件、6年が9件、7年が20件、8年
が1件、10年が24件、15年が2件で、地目は田の面積が566,087.34㎡、
畑の面積が20,422㎡、面積合計は586,509.34㎡であります。

次に、54ページから74ページまでには、利用権を再設定するものが記載
されております。

再-24から再-358までの335件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間1年が49件、2年が1
件、3年が123件、4年が1件、5年が71件、6年が36件、7年が6件、10
年が48件で、地目は田の面積が1,978,317.76㎡、畑の面積が43,538.55
㎡、面積合計は2,021,856.31㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、
権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確
認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第4号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項
の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加
できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂い
て審議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、『46ページの新-354を除いた 新-355から53ページの新-472
まで』を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『新-354を除いた 新-355から新-472まで』につ
いて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『46 ページの新-354』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号5番 小林 大樹 委員は退席願います。

(5番 小林 大樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『新-354』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号5番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

(5番 小林 大樹 委員 入室し着席)

議長

次に、『57 ページの再-76、再-85、再-86、 65 ページの再-208、 71 ページの再-304、 72 ページの再-319、再-320、 73 ページの再-331 から再-336 までを除いた 54 ページの再-24 から 74 ページの再-358 まで』を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『再-76、再-85、再-86、再-208、再-304、 再-319、再-320、再-331 から再-336 までを除いた 再-24 から再-358 まで』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『57 ページの再-76、72 ページの再-319、再-320』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 12 番 富樫 英悦 委員は退席願います。

(12 番 富樫 英悦 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『再-76、再-319、再-320』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 12 番 富樫 英悦 委員は入室をお願いします。

(12 番 富樫 英悦 委員 入室し着席)

議長

次に、『57 ページの再-85、73 ページの再-331 から再-336 まで』について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 2 番 石山 元一 委員は退席願います。

(2 番 石山 元一 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『再-85、再-331 から再-336 まで』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 2 番 石山 元一 委員は入室をお願いします。

(2 番 石山 元一 委員 入室し着席)

議長

次に、『57 ページの再-86』について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 5 番 小林 大樹 委員は退席願います。

(5 番 小林 大樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『再-86』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 5 番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

(5 番 小林 大樹 委員入室し着席)

議長

次に、『65 ページの再-208』について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 18 番 安部 幸美 委員は退席願います。

(18 番 安部 幸美 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『再-208』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 18 番 安部 幸美 委員は入室をお願いします。

(18 番 安部 幸美 委員入室し着席)

議長

次に、『71 ページの再-304』について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 6 番 小畑 純市 委員は退席願います。

(6 番 小畑 純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『再-304』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 6 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(6 番 小畑 純市 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

75 ページをお開き願います。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 3 年 1 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

76 ページには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 9 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-11 の 1 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目は田、面積は 3,443 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 5 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 5 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 10 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年1月15日

議 長

議事録署名委員 13 番

議事録署名委員 14 番

農地法第3条調査書

議案第1号 No.1		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市釈迦内字下内西・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字萩長森下・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字長面・・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月6日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.2	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市大茂内字館下・・・・・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市大茂内字中瘤木台・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市大茂内字中瘤木台・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後は、譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月6日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第1号 No.3	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市十二所字頭無下・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 氏名
		秋田市寺内字三千刈・・・・・・ 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 氏名
		大館市十二所字水上・・・・・・ △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後は、譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第1号 No.4	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町大葛字中山堀通・・・・・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町大葛字蟹沢・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、休耕地として譲渡(貸)人が管理してきた農地であるが、今後は、譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日、阿部重信 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)